

「福井県環境影響評価条例の見直し」の概要

1 背景

福井県では、平成11年3月に環境影響評価条例を制定し、環境影響評価法と一体的に環境影響評価制度の運用を図ってきた。

「環境影響評価法の一部を改正する法律」（平成23年法律第27号）が平成23年4月27日に公布され、計画段階における環境配慮に関する手続の創設等がなされたことから、福井県環境影響評価条例の一部を改正する。

2 改正案

（1）計画段階における環境配慮に関する手続の創設

- ① 第一種事業^{*1}を実施しようとする者は、計画の立案段階において、位置、規模または施設の配置、構造等、原則、複数の案について、環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）の検討を行わなければならないものとする。
- ② 第一種事業を実施しようとする者は、①の計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならないものとする。
- ③ 第一種事業を実施しようとする者は、②の配慮書を作成したときは、知事および当該事業の実施が想定される区域を管轄する市町長（以下「管轄市町長」という。）に送付するとともに、配慮書およびこれを要約した書類を公表しなければならないものとする。
- ④ 知事は、必要に応じ、第一種事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるができるものとする。
- ⑤ ④の場合において、知事は、配慮書について管轄市町長に環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- ⑥ 第一種事業を実施しようとする者は、配慮書の案または配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならないものとする。
- ⑦ 第二種事業^{*2}を実施しようとする者は、①～⑥により計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができることとする。

(2) 方法書、準備書および評価書に関する手続の改正

- ① 事業者^{*3}は、知事および方法書に係る関係地域を管轄する市町長に対し、方法書を提出する際、方法書を要約した書類も併せて送付しなければならないこととする。
- ② 事業者は、方法書、準備書および評価書を作成したときは、当該図書およびその要約した書類を、図書を縦覧している期間（1月間）、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。
- ③ 事業者は、方法書の縦覧期間内に、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととする。

(3) 事業の実施中および実施後の手続の改正

事業者は、事後調査報告書を作成し、知事に提出する際、あわせて当該報告書を公表しなければならないものとする。

3 今後の予定

(1) 公布

平成24年12月下旬

(2) 施行

平成25年4月1日施行（予定）

(注)

- *1 第一種事業…規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして、必ず環境影響評価を実施しなければならない事業
- *2 第二種事業…第一種事業に準ずる規模で、環境影響評価の必要性を個別に判断する事業
- *3 事業者…対象事業（第一種事業または環境影響評価の実施が必要と判断された第二種事業）を実施しようとする者